

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小舟町10番11号



ゼリア新薬工業株式会社

代表取締役社長 伊部 充弘

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使〕

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送（郵送）ください。

〔インターネット等による議決権行使〕

上記の行使期限までに、議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年の総会運営につきましては、招集通知の4ページをご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第68期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zeria.co.jp/>）に掲載させていただきます。



インターネット等による 議決権行使のご案内

行使
期限

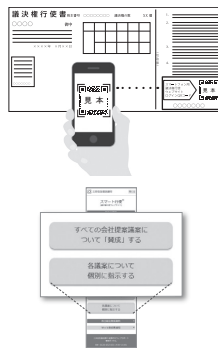
2022年6月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

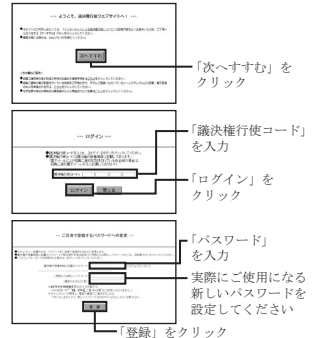
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主各位

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスへ感染症の状況を踏まえ、本年の株主総会の運営につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

<株主様へのお知らせ>

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。

<株主様へのお願い>

1. **感染リスクを避けるため、できる限り会場へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**
2. ご出席を予定される株主様は、当日の体温をご確認のうえ、マスク着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
3. ご来場の株主様の体温を非接触型検温器で確認させていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
4. 当日は、会場内の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数は限られることとなります。席数を上回るご来場の場合、ご入場をお断りさせていただく可能性がございます。
5. 熱や咳などの症状が見受けられる株主様には、ご入場をお断りすることや、ご退場を命じる場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

<感染リスク低減のための当社の対応>

1. 運営スタッフは、当日の健康状態を確認のうえ、マスクを着用してご対応させていただきます。
2. 株主総会当日は、所要時間の短縮化に取り組みます。
3. 受付ほか、総会会場にアルコール消毒液を設置いたします。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。ご出席を予定される株主様におかれましては、株主総会前日に当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申し上げます。

(<https://www.zeria.co.jp/>)

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や企業の設備投資に持ち直しの動きがみられたものの、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響に加えて、ウクライナ情勢の緊迫化に伴うエネルギー・原材料価格の高騰や急激な円安の進行などが今後のわが国経済に与える影響について、不透明感の増す状況が続いております。

医薬品業界におきましては、医療用医薬品は、原則隔年実施であった薬価改定が毎年実施に変更されるとともに、後発医薬品の使用促進などの医療費抑制策も一層強力で推進されており、事業環境は厳しさを増しております。また、O T C医薬品市場におきましては、市場競争の激化に加え、外出自粛措置や訪日外国人の激減によるインバウンド需要の減少などにより、ともに厳しい環境下で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、第10次中期経営計画（2020年度～2022年度）の2年目にあたる当連結会計年度において、グローバル展開を強力に推進する中、2020年11月に欧州の子会社であるTillotts Pharma AGが、Astellas Pharma Europe Ltd.より製造販売権を承継したクロストリジウム・ディフィシル感染症治療剤「ディフィクリア」が大きく寄与し、海外売上高を大幅に拡大させました。また、当社グループの事業基盤の強化・拡充に資するM&Aやアライアンス、拠点の増強にも積極的に取り組み、2021年5月に、Menarini社を通じて、中国にて潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」の販売を開始いたしました。さらに、Tillotts Pharma AGがイタリアに欧州域内で8番目となる現地法人を設立し、自販国の拡大による販売体制の強化を図っております。一方、国内の医療用医薬品事業、コンシューマーヘルスケア事業につきましては、回復基調とはなったものの十分な成果を上げるには至りませんでした。

これらの活動の結果、当連結会計年度の売上高は、595億32百万円（前期比12.8%増）となりました。利益につきましては、営業利益63億66百万円（前期比83.2%増）、経常利益59億35百万円（前期比85.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益39億61百万円（前期比26.0%増）となりました。

また、当連結会計年度の海外売上高比率は41.4%（前期36.2%）となっております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。

～医薬品事業～

当事業の売上高は、593億76百万円（前期比12.9%増）となりました。

(医療用医薬品事業)

当事業におきましては、プロモーションコードの遵守を基本に、デジタルマーケティングを含めたMR（医薬情報担当者）の情報提供活動を一層充実させ、製品価値の最大化を図ってまいりました。

主力製品である潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」につきましては、国内市場では数量ベースでは伸長したものの、薬価改定の影響を受け、売上は前年並みとなりました。海外市場におきましては、「アサコール1600mg」の伸長を背景に堅調に推移いたしました。また、クロストリジウム・ディフィシル感染症治療剤「ディフィクリア」につきましては、欧州の感染症診療ガイドラインで第一選択薬として推奨される中、営業リソースを積極的に投入した結果、売上に大きく貢献いたしました。さらに、機能性ディスペプシア治療剤「アコファイド」につきましては、前連結会計年度のアステラス製薬株式会社との共同販促終了に伴う在庫調整が解消したこともあり、売上は増加いたしました。一方、炎症性腸疾患治療剤「エントコート」（国内販売名：「ゼンタコート」）につきましては、カナダやスペインなど一部地域で苦戦し、売上が減少いたしました。なお、2020年9月より国内にて販売を開始した鉄欠乏性貧血治療剤「フェインジェクト」につきましては、消化器科・産婦人科を中心に市場構築に努めております。

これらの結果、当事業の売上高は、370億6百万円（前期比23.6%増）となりました。

(コンシューマーヘルスケア事業)

当事業におきましては、超高齢社会が進展する中、生活者のセルフメディケーションをサポートする製品の供給を通じて市場構築を進めてまいりました。

主力製品である「ヘパリーゼ群」につきましては、医薬品ヘパリーゼ群の伸長に加え、下期よりコンビニエンスストア向けヘパリーゼW群の売上が回復に転じ、売上が増加いたしました。一方で「コンドロイチン群」や「ウィズワン群」、殺菌消毒薬などの衛生用品につきましては、競合品の影響などにより、売上は減少いたしました。

なお、製品ラインアップ強化に努め、「イオナ スパ&ミネラル Wクレンジング」や「ハイゼリーFE」などの新製品を発売いたしました。また、西洋ハーブ製剤の開発・育成に取り組む中、販売中の月経前症候群治療薬「プレフェミン」に加え、当連結会計年度において、足のむくみ改善薬「ベルフェミン」、過敏性腸症候群(IBS)改善薬「コルペルミン」を順次発売いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は、223億70百万円（前期比1.2%減）となりました。

～その他の事業～

当事業の売上高は、保険代理業・不動産賃貸収入などにより1億56百万円（前期比0.3%減）となりました。

〈研究開発の状況〉

研究開発におきましては、Tillotts Pharma AGとの連携によるグローバル開発体制のもと、開発テーマを厳選のうえ、重点領域である消化器分野を中心に、導入品を含めた新薬の研究開発を推進してまいりました。

「Z-100」につきましては、子宮頸癌を対象として、日本を含むアジア7カ国でフェーズⅢ国際共同治験を実施してまいりましたが、主要評価項目である全生存期間において統計学的な有意差を示すことはできませんでした。しかしながら、Z-100は癌の抑制作用をはじめとして、免疫賦活作用に基づく多様な薬理作用を示すことが明らかになっており、さらには前回試験（2004～2013年）では、ステージⅢBの被験者に限った部分集団解析で、Z-100群はプラセボ群に対して、主要評価項目である全生存期間において顕著な有意差が認められたことから、今後ともZ-100の研究開発を継続していく方針です。

自社オリジナル品の「Z-338（アコファイド）」につきましては、国内において、小児機能性ディスペプシア患者を対象としたフェーズⅢを実施しております。また、九州大学が実施しているフェーズⅡ多施設共同医師主導治験に治験薬を提供し、食道胃接合部通過障害患者を対象としたアコチアミドの有効性および安全性の探索に研究支援しております。さらに、Meiji Seika ファルマ株式会社およびFAES FARMA, S. A. との独占的開発・販売に関するライセンス契約に基づき、それぞれタイ・インドネシアおよびラテンアメリカ5カ国での製造販売承認取得に向けた活動を支援しております。

スイスVifor (International) AGから導入いたしました「ZG-801」につきましては、高カリウム血症を対象として、国内においてフェーズⅢ試験を遂行しております。一方で、当社が日本を担当国として参加いたしましたVifor (International) AGが米国、欧州などで実施していた高カリウム血症の背景を持つ慢性心不全患者を対象としたフェーズⅢ国際共同試験（適応症：高カリウム血症を伴う慢性心不全）につきましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、日本における試験開始前にVifor (International) AGが当該試験の中止を決定いたしました。

コンシューマーヘルスケア製品につきましては、過敏性腸症候群 (IBS) 改善薬「コルペルミン」の製造販売承認を2021年8月に取得し、2022年3月に発売いたしました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の研究開発費は47億89百万円（前期比11.5%減）となりました。

〈生産物流の状況〉

生産物流部門におきましては、新型コロナウイルス感染拡大への対策を実施しつつ、品質確保および安定供給を前提に、生産の集約や内製化の推進による原価低減に取り組んでまいりました。

生産関連部門では、新型コロナウイルス感染拡大による各工場での感染リスク対策の徹底と前倒し生産による製品在庫の確保を推進し、安定供給体制の維持を図りました。また、品質確保への対応として、改正GMP省令

(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令)の施行(施行日2021年8月1日)に伴い、より厳格なGMP運用が不可欠となっていることを受け、工場従業員に対する教育訓練の強化をはじめとしたGMP運用体制の整備を図りました。さらに、当連結会計年度は、当社が保有する埼玉・筑波両工場に子会社2社が保有する工場(健創製薬株式会社つくば工場、イオナ インターナショナル株式会社福島工園)を併せた国内4工場の生産体制の見直しに着手し、生産ラインの集約化や内製化を開始いたしました。この動きを加速し、今後とも一層の原価低減に取り組んでまいります。

物流関連部門では、2020年に東京物流センターを移転した効果を最大限に活用し、共同配送体制を強化し、物流コスト低減に取り組みました。引き続き参加企業の拡大を主体とした共同配送体制の強化を推進し、さらなる業務効率化を図ってまいります。

なお、一部の後発医薬品製造販売業者による承認書と製造実態の乖離およびGMP省令違反に起因する大規模な回収事例が頻発しており、行政による製造所の査察体制が強化されております。当社各工場におきましては、これらの違反事例をもとに適宜再点検を実施し問題がないことを確認するとともに、GMP体制のさらなる強化のために本社組織による一元管理に向けた体制変更を実施いたしました。今後とも各工場における教育訓練の強化を図るとともに、品質管理部門の充実や本社担当部門による監督の体制強化を通して、万全を期してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、海外子会社の新工場建設および埼玉工場・筑波工場の更新投資を主体として、合計で9億61百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、Tillotts Pharma AGの「ディフィクリア」、「エントコート」の権利取得のための銀行借入につきまして、同製品の販売に伴うキャッシュ・フローによる返済を実施いたしました。また、為替の影響を受け当該借入金の減少額は円貨ベースでは少額に止まりました。また、上記(2)の設備資金を自己資金主体に調達する一方、運転資金の一部を借入金で調達いたしました。

その結果、長短借入金が前連結会計年度対比22億50百万円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

新たな変異株の出現もあり、新型コロナウイルス感染拡大の終息はいまだに不透明な状況にあります。また、エネルギー・原材料価格の高騰や急激な円安の進行は今後の企業収益に多大な影響を与えるものと考えられます。さらに、医療用医薬品におきましては、薬価制度の見直しや後発医薬品の使用促進などによる医療費抑制策が従来にも増して強力に推進されて

おり、国内市場は成長の鈍化が不可避であると考えられます。またOTC医薬品におきましても、市場競争の激化に加え、インバウンド需要の大幅な落ち込みや消費者の行動変容など、今後とも厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社グループは2020年度を起点とした3カ年の第10次中期経営計画（2020年度～2022年度）の最終年度をスタートさせました。

当社グループは第10次中期経営計画の3年間で「持続的成長を可能とする強い収益体質への変革に取り組む期間」と位置付け、「車の両輪」である医療用医薬品事業とコンシューマーヘルスケア事業の事業拡大と収益性の改善に取り組むとともに、海外子会社を通じたグローバル展開を強力に推進し、グループ全体の収益性の向上を図る計画としております。そのため、グループの事業基盤の強化・拡充に資するM&Aやアライアンスにも積極的に取り組んでいく方針としております。これらの活動を通じ、「連結ROE10%以上」をはじめとした経営目標の達成を目指してまいります。

医療用医薬品事業につきましては、主力製品である「アサコール」と「エントコート」（国内販売名：「ゼンタコート」）を軸に、炎症性腸疾患領域におけるプレゼンスの向上と市場シェアの拡大に努めてまいります。さらに、海外においては、すでに欧州主要国での製造販売権の承継手続きが終了した「ディフィクリア」のさらなる売上拡大を図ってまいります。「ディフィクリア」は、欧州の感染症診療ガイドラインで第一選択薬として推奨されており、今後も需要の拡大が見込めるものと予想されることから、現地法人を新設したイタリアなどの拠点の販売体制強化を図ってまいります。国内においては、「アコファイド」と「フェインジェクト」のさらなる市場構築に注力し、医療用医薬品事業の業容の拡大と収益性の改善を図ってまいります。

コンシューマーヘルスケア事業につきましては、生活者の行動様式の変化やニーズに沿った販売促進活動や、製品特性をより明確に訴求した広告宣伝活動などに注力し、主力製品群である「ヘパリーゼ群」や「コンドロイチン群」、「ウィズワン群」の売上拡大を図ってまいります。なかでも、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けているコンビニエンスストア向けの「ヘパリーゼW群」につきましては、引き続き積極的な広告宣伝投資を行い、売上回復に努めてまいります。さらに、新たな販売チャネルの開拓や主力製品に次ぐ製品群の育成に注力し、「ローヤルゼリー群」や、当連結会計年度に「ベルフェミン」と「コルペルミン」の2品目の販売を開始した西洋ハーブ製剤など、特長ある製品群の市場認知度向上を図ってまいります。また、化粧品事業につきましては、「イオナ」ブランドの市場浸透を推進し、同事業をコンシューマーヘルスケア事業の柱の1つとして育成してまいります。

グローバル展開につきましては、引き続き海外子会社3社を軸として、欧州およびアジア地域における事業拡大に一層注力してまいります。特に成長著しいアジア地域においては、ベトナムのPharmaceutical Joint

Stock Company of February 3rdを早期に成長軌道に乗せるとともに、アセアン各国への展開を視野に入れて、ベトナムで新工場の建設を開始いたしました。また、自社オリジナル品である「アコファイド」につきましては、さらなる販売地域の拡大に向け、引き続きアライアンス活動を実施し、製品価値の向上を図ってまいります。

研究開発につきましては、Tillotts Pharma AGとの連携によるグローバル開発体制のもと、国内外における新薬開発を着実に進めてまいります。

「Z-100」につきましては、非臨床研究を進めるとともに、特定臨床研究の支援などを通じて、新たな臨床試験の開始に向けた活動を加速してまいります。また、製品価値を向上させる活動を強力に実行すべく、ライフサイクルマネジメントの取り組みに注力するとともに、医師主導の臨床研究についても積極的に支援してまいります。さらに、市場ニーズに合致したコンシューマーヘルスケア製品の開発に迅速かつ積極的に取り組んでまいります。

さらには、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を進めるとともに、企業理念ならびにサステナビリティ基本方針に則った経営を実行していくことで、グループ経営の信頼性を一層高める努力を継続してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き在宅勤務などの実施、マスク着用・消毒の徹底などの感染拡大防止策を講じ、製品の安定供給に努めていくとともに、当社製品の供給を通じて、生活者の皆様の健康の確保を、製薬企業として責任を持って推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第 65 期 | 第 66 期 | 第 67 期 | 第 68 期 |
|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|
| | (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (当連結会計年度) |
| 売 上 高 (百万円) | 61,831 | 60,426 | 52,757 | 59,532 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 3,295 | 3,879 | 3,208 | 5,935 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) | 3,454 | 2,925 | 3,143 | 3,961 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 69.56 | 62.62 | 68.22 | 87.76 |
| 総 資 産 (百万円) | 110,433 | 104,155 | 121,860 | 124,282 |
| 純 資 産 (百万円) | 59,347 | 52,678 | 56,152 | 55,092 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第67期)の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種医薬品等の製造ならびに販売を中心に展開しており、これらの事業に関連するサービス等の事業活動も併せて行っております。

| 事業の種類 | | 主要製品 |
|--------|----------------|--|
| 医薬品事業 | 医療用医薬品事業 | 消化器系用薬、循環器系用薬、 中枢神経・免疫系用薬等 |
| | コンシューマーヘルスケア事業 | セルフプリベンション製品、セルフキュア製品、 栄養ドリンク、健康補助食品、化粧品等 |
| その他の事業 | | 保険代理業、不動産賃貸業他 |

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

(2022年3月31日現在)

| 事業所名 | 所在地 | 事業所名 | 所在地 |
|-------|---------|----------|--------|
| 本社 | 東京都中央区 | 埼玉工場 | 埼玉県熊谷市 |
| 札幌支店 | 北海道札幌市 | 筑波工場 | 茨城県牛久市 |
| 仙台支店 | 宮城県仙台市 | 中央研究所 | 埼玉県熊谷市 |
| 東京支店 | 東京都中央区 | 札幌物流センター | 北海道札幌市 |
| 名古屋支店 | 愛知県名古屋市 | 埼玉物流センター | 埼玉県熊谷市 |
| 大阪支店 | 大阪府吹田市 | 東京物流センター | 埼玉県上尾市 |
| 中四国支店 | 広島県広島市 | 大阪物流センター | 大阪府大東市 |
| 福岡支店 | 福岡県福岡市 | 九州物流センター | 佐賀県鳥栖市 |

② 子会社

(2022年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|--|---------------------------|
| Tillotts Pharma AG | Rheinfelden, Switzerland |
| Tillotts Pharma AB | Bromma, Sweden |
| Tillotts Pharma Ltd. | Dublin, Ireland |
| Tillotts Pharma UK Ltd. | Lincoln, United Kingdom |
| Tillotts Pharma Czech s.r.o. | Praha, Czech Republic |
| Tillotts Pharma Spain S.L.U. | Barcelona, Spain |
| Tillotts Pharma GmbH | Rheinfelden, Germany |
| Tillotts Pharma France SAS | Paris, France |
| Tillotts Pharma Italy srl | Milan, Italy |
| Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd | Ho Chi Minh City, Vietnam |
| Z P D A / S | Esbjerg, Denmark |
| ゼリアヘルスウエイ株式会社 | 東京都中央区 |
| イオナインターナショナル株式会社 | 東京都中央区 |
| 健創製薬株式会社 | 東京都中央区 |
| 株式会社ゼービス | 東京都中央区 |
| 株式会社ゼリアップ | 東京都中央区 |

(8) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,737名 | 47名 |

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--|----------------------|-------------|----------------|
| Tillotts Pharma AG | 千スイ・フラン 1,644 | 100 % | 医薬品の製造・販売 |
| Tillotts Pharma AB | 千スウェーデン・クローネ 100 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma Ltd. | ユーロ 1 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma UK Ltd. | 千英ポンド 20 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma Czech s.r.o. | 千チェコ・コルナ 13,200 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma Spain S.L.U. | 千ユーロ 3 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma GmbH | 千ユーロ 25 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma France SAS | 千ユーロ 20 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Tillotts Pharma Italy srl | 千ユーロ 10 | 100 % | 医薬品の販売 |
| Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd | 百万ベトナムドン 46,500 | 77.89 % | 医薬品、健康食品の製造・販売 |
| Z P D A / S | 千デンマーク・クローネ 1,000 | 100 % | 医薬品原料等の製造・販売 |
| ゼリアヘルスウェイ株式会社 | 百万円 85 | 100 % | 健康食品等の仕入・販売 |
| イオナ インターナショナル株式会社 | 百万円 200 | 100 % | 化粧品等の製造・販売 |
| 健創製薬株式会社 | 百万円 50 | 100 % | 医薬品、健康食品の製造・販売 |
| 株式会社ゼービス | 百万円 180 | 100 % | 保険代理業・不動産業等 |
| 株式会社ゼリアップ | 百万円 10 | 100 % | 医薬品等の営業販促活動の請負 |

(注) 1. Tillotts Pharma ABからTillotts Pharma Italy srlまでの8社は、Tillotts Pharma AGの100%出資子会社であります。

2. Tillotts Pharma AGの8番目の子会社として、2021年1月にTillotts Pharma Italy srlが設立されました。

(10) 主要な借入先の状況

(2022年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------------|--------|
| | 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 17,092 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 12,498 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 12,217 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 2,345 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 2,345 |
| 株 式 会 社 中 京 銀 行 | 2,345 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 119,860,000株
 (2) 発行済株式の総数 53,119,190株 (自己株式8,709,322株を含む)
 (3) 株主数 11,472名
 (4) 大株主 (上位10名)

(2022年3月31日現在)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-----------|---------|
| 有 限 会 社 伊 部 | 4,741,847 | 10.7 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 4,037,200 | 9.1 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 2,107,050 | 4.7 |
| 森 永 乳 業 株 式 会 社 | 1,840,215 | 4.1 |
| 伊 部 幸 顕 | 1,592,967 | 3.6 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,406,131 | 3.2 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,406,053 | 3.2 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 1,182,385 | 2.7 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 944,560 | 2.1 |
| S M B C ファイナンスサービス株式会社 | 900,900 | 2.0 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (8,709,322株) を控除して算出しております。
 2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2018年4月16日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり (報告義務発生日 2018年4月9日)、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社3社の合計で3,560,647株 (株券等保有割合6.7%) を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質保有株式数の確認ができていない株式については、上記大株主の状況には含めておりません。
 3. 株式会社みずほ銀行より2016年10月21日付で大量保有報告書の提出があり (報告義務発生日 2016年10月14日)、株式会社みずほ銀行ならびにアセットマネジメントOne株式会社2社の合計で2,681,953株 (株券等保有割合5.0%) を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質保有株式数の確認ができていない株式については、上記大株主の状況には含めておりません。
 4. S M B C 日興証券株式会社より2021年3月8日付で大量保有報告書の提出があり (報告義務発生日 2021年3月1日)、S M B C 日興証券株式会社、株式会社三井住友銀行、S M B C ファイナンスサービス株式会社3社の合計で2,679,331株 (株券等保有割合5.0%) を保有している旨の報告を受けております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2022年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当および重要な兼職の状況 |
|--------|-------------|--|
| 伊部 幸 顕 | 代表取締役会長兼CEO | |
| 伊部 充 弘 | 代表取締役社長兼COO | |
| 遠藤 広 和 | 取締役副社長 | 経営企画統括部長、法務部・秘書室・ライセンス室担当 |
| 岸本 誠 | 常務取締役 | アジア事業本部長 兼 アジア事業企画部長、アジア事業開発部長 生産物流本部・特販室担当 |
| 小森 哲 夫 | 取締役 | |
| 野本 亀久雄 | 取締役 | 九州大学名誉教授 |
| 森元 誠 二 | 取締役 | 東京大学大学院総合文化研究科客員教授 |
| 加藤 博 樹 | 取締役 | 医薬営業本部長 |
| 平賀 義 裕 | 取締役 | 研究開発本部長 |
| 河越 利 明 | 取締役 | 信頼性保証本部長、お客様相談室・情報提供活動監督室担当 |
| 草野 研 治 | 取締役 | コンシューマーヘルスケア営業本部長 |
| 岡澤 有 輝 | 取締役 | 管理本部長 兼 人事部長、コンプライアンス担当 |
| 高見 幸二郎 | 常勤監査役 | |
| 石山 佳 治 | 常勤監査役 | |
| 中 由 規子 | 監査役 | NAKA法律事務所 |
| 紙透 大 | 監査役 | 税理士法人明和会計代表社員 紙透会計事務所 |

- (注) 1. 取締役のうち、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、中 由規子および紙透 大の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役紙透 大氏は、公認会計士として財務・会計の高度な専門知識と経験を有しております。
4. 当社は2022年4月1日付にて取締役の担当変更を実施しており、以下の両氏の担当が変更となっております。なお、会社における地位の変更はありません。
- | | |
|--------|--------------------------------|
| 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 (変更後) |
| 岸本 誠 | 生産物流本部・特販室担当 |
| 加藤 博 樹 | アジア事業本部長 兼 アジア事業企画部長、アジア事業開発部長 |
5. 当社は、取締役小森哲夫、取締役野本亀久雄、取締役森元誠二、監査役中 由規子および監査役紙透 大の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、取締役会では、代表取締役会長 兼 CEOが当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行っていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役の個人別の報酬等は、固定報酬のみとし、株主総会が決定する報酬額の限度額以内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、会社業績、各取締役の役位、委嘱職務内容、個人業績等を勘案したうえで、決定する方針とする。
2. 取締役に対する報酬等は、暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は、代表取締役会長 兼 CEOにその全てを委任する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 員 数 | 報酬等の総額 |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役 | 12名 | 321,930千円 |
| 監 査 役 | 4名 | 45,600千円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 16名 (5名) | 367,530千円 (27,600千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記の表の他には、これまでの事業報告に記載済みのもの以外に報酬等の支給はありません。
3. 役員の報酬等の額については、2013年6月27日開催の第59回定時株主総会において取締役の報酬を年額4億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、監査役を年額80百万円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は4名です。
4. 当事業年度の個人別の報酬につきましては、2021年6月29日開催の取締役会において、代表取締役会長 兼 CEOにその全てを一任する旨の決議をしております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役会長 兼 CEO 伊部幸頭氏が最も適していると判断したためであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は当社および主要子会社の取締役および監査役で、職務の執行に関連して被保険者が損害賠償責任を負った場合、当該保険契約の内容に沿って保険会社が一定限度まで損害を填補することとしております。保険料は当社および子会社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

なお、填補額に限度を設けるとともに、被保険者に法令違反の認識があった場合や私的な利益供与を受けたことに起因する損害賠償請求などについては保険の対象外としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役小森哲夫氏は、2021年6月25日開催の株式会社ノリタケカンパニーリミテド定時株主総会終結の時をもって、同社社外取締役を退任しております。取締役野本亀久雄氏は、九州大学名誉教授であります。取締役森元誠二氏は、東京大学大学院総合文化研究科客員教授であります。

また、監査役中 由規子氏は、NAKA法律事務所を開設し、弁護士として活動中であります。監査役紙透 大氏は、紙透会計事務所を開設し、公認会計士として活動するとともに、税理士法人明和会計の代表社員であります。

当社と社外取締役および社外監査役の兼務先の間には、重要な取引関係等の特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役小森哲夫氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに有益な助言を行うなど、社外取締役として必要な発言を適宜行っております。

取締役野本亀久雄氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発に係る有益な助言を行うなど、社外取締役として必要な発言を適宜行っております。

取締役森元誠二氏は、当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席するとともに、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開に関して有益な助言を行うなど、社外取締役として必要な発言を適宜行っております。

監査役中 由規子氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、弁護士として培われた高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

監査役紙透 大氏は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会12回すべてに出席するとともに、公認会計士として培われた財務・会計の高度な専門知識と経験をもとに適切な監督、助言を行うなど、社外監査役として必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

49,800千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49,800千円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分が困難であるため、上記①の金額にはその合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容（監査方針、監査項目、監査予定時間、人員配置等）、会計監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3.当社の子会社であるTillotts Pharma AG、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rdおよびZPD A/Sは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反した場合または行政処分を受ける等で、当社の監査業務に重大な影響を及ぼす行為があり、かつ解任が妥当と判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意をもって、当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ① 企業の社会的責任を果たし企業倫理の高揚とともに不祥事の発生を防止することを目的とし、ゼリアグループ（当社及び当社関係会社）全体に適用されるコンプライアンスに係る規程を作成する。また、コンプライアンス活動を継続的に実施するためにコンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス違反の事実（おそれのある事実を含む）が発生した場合の通報制度を構築する。通報先としては社外を含む複数先を設置する。
 - ② コンプライアンス委員会は、法令遵守意識の向上を図るためコンプライアンス・スタンダードを作成し、また必要に応じて改訂し見直すとともに各部門に対する教育・研修を計画的に行うものとする。さらにコンプライアンス活動を実効性のあるものとするため、各部門のコンプライアンス活動の状況を監査・監督し、法令・定款・社内規程等の違反事実のあるときは必要な措置をとり、さらに再発防止策を検討するものとする。
 - ③ 会社にとって重要な法令、業界基準等については社内規程を制定し、規程を所管する部門により厳格な運用及び管理を行う。また医薬品企業として特に重要な薬機法その他関連法令の遵守のために、独立の組織において品質管理及び安全管理体制を確保する。
- (2) 取締役会決議事項以外の事項について、全社にわたって影響を及ぼす可能性のある事項については、経営会議、常勤役員会等で審議の上、決定するものとする。
 - (3) 職務分掌規程、職務権限規程及びその他妥当な意思決定ルールを制定し、それらに準拠して取締役及び使用人の職務の執行が行われるようにする。
 - (4) 取締役及び使用人の職務執行状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程や機密情報管理規程等関連規程に基づいて適切に保存及び管理を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報のうち決定事項については、取締役会規程や稟議規程等関連規程に基づいて書面化（議事録、稟議書、またはその他の書面。電磁的記録を含む）し、適切に保存及び管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経常的な業務執行上想定されるリスクについては、各部門の業務フローの中で管理可能な体制を構築し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、各部門によるリスク評価に基づき経営会議、常勤役員会または取締役会での検討とリスク対応策の実施が迅速に行われる体制を構築する。
- (2) 地震・台風・水害・火災等の災害リスク、当社製品の品質・安全性に係るリスク、当社製品の医薬品事故に係るリスク等の管理については、制定される規程に基づき設置された委員会において対処するか、あるいは当該リスクに係る業務を所管する部門において対処する。
- (3) リスク管理の状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門を設けて定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、常勤役員会規程、稟議規程等社内規程を整備し、それらに準拠して職務の執行を行うものとする。また、業務手順を適宜見直し点検することによりその改善を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (2) 全社及び各部門の目標を中期計画及び年度予算として策定し、それに基づき当社業務の運営及び業績の管理を行うものとする。
- (3) 業務執行の効率化・円滑化を図るため、使用人に対する教育・研修を実施するとともに客観的に各使用人の業績が評価できる体制を整える。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務は報告を受けることとし、重要事項については関係会社管理規程等関連規程に基づき、取締役会または常勤役員会で承認するものとする。また子会社に役員を派遣すること及び子会社担当取締役・担当部門を設置することにより、子会社の業務が適正に行われることを確保する。

- (2) 子会社との取引にあたっては、独立法人間の取引としての適正を確保するため、その内容を書面化（電磁的記録を含む）する等、取引内容を明確化し透明性を図ることを徹底する。
 - (3) 子会社の業務運営状況を把握・検討しその改善を図るため、内部監査部門が定期的にあるいは必要に応じて随時内部監査を実施する。
6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、その職務遂行を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、適切な員数の使用人を専任で置くものとする。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助する使用人についての任命、評価、異動、懲戒は監査役会の同意を得る。
8. **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項で、法定の事項以外のものについては、取締役と監査役が協議の上、定めるものとする。
 - (2) コンプライアンス規程に基づき構築された内部通報制度において、コンプライアンスに違反する事実（おそれのある事実を含む）を通報された場合は、監査役に報告する。
9. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定に係る会議に出席することができる。そのため取締役は重要な会議の議題及びその日程等を監査役に報告する。
 - (2) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うことにより、監査が実効的に行われることを確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて施策の見直しを実施しております。また、月に1回の部門ごとに実施されるコンプライアンス遵守に向けた取り組みを継続しており、さらに全社員向けの集合研修も行っております。通報制度につきましては、社長・監査役・コンプライアンス事務局・社外の顧問弁護士を通報先とするとともに、通報者に不利益が及ばないよう細心の注意を払っております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理規程に基づき、リスク対応部門を明確にし、当該部門が個々のリスクに対応することを基本としておりますが、製菓企業としてとくに重要な製品の品質、安全性等に係る事項につきましては、委員会制を敷いて部門横断的な体制の下で必要な対応を実施しております。なお、経営に重大な影響を与える懸念のある事項につきましては、担当取締役より経営会議・常勤役員会・取締役会に報告し、経営レベルでの検討と対応策の決定を行っております。

当社の取締役会は、2022年3月31日現在社外取締役3名を含む取締役12名で構成されており、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。また、常勤取締役は、年度終了後、監査役会に対して「取締役職務執行確認書」を提出し、監査役会において、善管注意義務・忠実義務・監査役への報告義務の履行状況、利益相反取引の有無等について確認を受けることしております。また、常勤監査役は、常勤取締役で構成される常勤役員会にも出席し、常勤取締役の職務執行状況を確認しております。

子会社につきましては、関係会社管理規程の下、関係会社担当部門を設けており、重要な事項は当社経営会議・常勤役員会・取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、本社各部署・支店・研究所・工場および子会社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針と監査計画に基づいて、監査役監査を実施し、会社の現状を把握するとともに、必要な場合には提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役その他の使用人から担当業務に係る報告を求め、監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しております。

また、監査役は、主要な稟議書の回付を受けるとともに、取締役会、常勤役員会以外にもコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------|-------------------------|-------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 41,663,717 | 流 動 負 債 | 44,193,063 |
| 現金及び預金 | 11,704,282 | 買 掛 金 | 2,049,590 |
| 受 取 手 形 | 231,444 | 短 期 借 入 金 | 33,842,933 |
| 売 掛 金 | 15,975,368 | 未 払 法 人 税 等 | 458,297 |
| 商 品 及 び 製 品 | 6,721,583 | 賞 与 引 当 金 | 1,530,935 |
| 仕 掛 品 | 1,409,684 | そ の 他 | 6,311,307 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 3,819,276 | | |
| そ の 他 | 1,855,502 | 固 定 負 債 | 24,996,794 |
| 貸 倒 引 当 金 | △53,425 | 長 期 借 入 金 | 18,385,860 |
| | | 繰 延 税 金 負 債 | 3,905,088 |
| 固 定 資 産 | 82,618,615 | 契 約 解 除 損 失 引 当 金 | 490,142 |
| 有 形 固 定 資 産 | 23,139,343 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 1,073,819 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 6,875,636 | 資 産 除 去 債 務 | 55,827 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,921,411 | そ の 他 | 1,086,057 |
| 土 地 | 12,354,010 | 負 債 合 計 | 69,189,858 |
| 建 設 仮 勘 定 | 480,590 | | |
| そ の 他 | 1,507,694 | (純 資 産 の 部) | |
| 無 形 固 定 資 産 | 41,206,029 | 株 主 資 本 | 49,546,143 |
| の れ ん | 5,830,459 | 資 本 金 | 6,593,398 |
| 販 売 権 | 27,539,473 | 資 本 剩 余 金 | 11,685,121 |
| 商 標 権 | 6,786,202 | 利 益 剩 余 金 | 48,860,697 |
| そ の 他 | 1,049,892 | 自 己 株 式 | △17,593,074 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 18,273,242 | その他の包括利益累計額 | 5,348,499 |
| 投 資 有 価 証 券 | 7,005,587 | その他有価証券評価差額金 | △193,416 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 108,187 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 3,215,379 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 10,736,005 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 2,326,536 |
| そ の 他 | 475,407 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △51,945 | 非 支 配 株 主 持 分 | 197,832 |
| 資 産 合 計 | 124,282,333 | 純 資 産 合 計 | 55,092,474 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 124,282,333 |

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月 31 日)

(単 位 : 千 円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 59,532,829 |
| 売 上 原 価 | | 17,384,577 |
| 売 上 総 利 益 | | 42,148,251 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 35,782,192 |
| 営 業 利 益 | | 6,366,058 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 209,456 | |
| そ の 他 | 78,050 | 287,506 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 315,462 | |
| 為 替 差 損 | 329,990 | |
| そ の 他 | 72,465 | 717,918 |
| 経 常 利 益 | | 5,935,646 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 3,513 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 14,589 | 18,103 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 4,027 | |
| 契 約 解 除 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 227,958 | 231,985 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 5,721,764 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 726,625 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,020,344 | 1,746,969 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,974,794 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 13,609 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 3,961,184 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|-----------|------------|------------|-------------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,593,398 | 11,685,121 | 46,380,939 | △14,997,702 | 49,661,757 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △27,289 | | △27,289 |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高 | 6,593,398 | 11,685,121 | 46,353,650 | △14,997,702 | 49,634,467 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 連結範囲の変動 | | | 89,448 | | 89,448 |
| 剰余金の配当 | | | △1,543,585 | | △1,543,585 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 3,961,184 | | 3,961,184 |
| 自己株式の取得 | | | | △2,595,372 | △2,595,372 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,507,047 | △2,595,372 | △88,324 |
| 当 期 末 残 高 | 6,593,398 | 11,685,121 | 48,860,697 | △17,593,074 | 49,546,143 |

(単位：千円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-------------------|------------------|------------|
| | その他有 価証券評 価差額金 | 為替換算調 整勘定 | 退職給付 に係る調 整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 137,448 | 2,599,199 | 3,614,155 | 6,350,802 | 167,402 | 56,179,963 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | △27,289 |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高 | 137,448 | 2,599,199 | 3,614,155 | 6,350,802 | 167,402 | 56,152,673 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 連結範囲の変動 | | | | | | 89,448 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △1,543,585 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | | 3,961,184 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △2,595,372 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △330,865 | 616,179 | △1,287,618 | △1,002,303 | 30,429 | △971,874 |
| 当期変動額合計 | △330,865 | 616,179 | △1,287,618 | △1,002,303 | 30,429 | △1,060,198 |
| 当 期 末 残 高 | △193,416 | 3,215,379 | 2,326,536 | 5,348,499 | 197,832 | 55,092,474 |

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数及び名称…… 17社

Tillotts Pharma AG

Tillotts Pharma AB

Tillotts Pharma Ltd.

Tillotts Pharma UK Ltd.

Tillotts Pharma Czech s. r. o.

Tillotts Pharma Spain S.L.U.

Tillotts Pharma GmbH

Tillotts Pharma France SAS

Tillotts Pharma Italy srl

Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd
ZPD A/S

ゼリアヘルスウエイ(株)

イオナ インターナショナル(株)

健創製薬(株)

(株)ゼービス

(株)ゼリアアップ

Zeria USA, INC.

上記のうち、Tillotts Pharma Italy srlについては、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで非連結子会社であった(株)ゼリアアップは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称……ゼリア商事(株)、(株)ゼリアエコテック

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する非連結子会社の数及び名称

該当する非連結子会社はありません。なお、当社の企業集団に関連会社に該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

ゼリア商事(株)、(株)ゼリアエコテック

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tillotts Pharma AG、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd及びZPD A/S等の在外連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に発生した重要な取引について、連結に必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………埼玉工場(倉庫を含む)及び筑波工場は定額法、その他は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日

(リース資産を除く)

以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

ただし、耐用年数を確定できない商標権については非償却としております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………当連結会計年度末における売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して翌連結会計年度以降支給の賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 契約解除損失引当金……………契約の解除に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループは、医療用医薬品事業及びコンシューマーヘルスケア事業の製品の製造、販売並びに商品の販売を主な事業としております。これらの製商品の販売については製商品が顧客に検収された時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。控除した金額のうち得意先に支払われる割戻しや販売奨励金等のうち支払いが確定しているもの以外については、契約内容や過去の実績値等を考慮し、重要な戻入が生じない可能性が高い範囲で見積り計上しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、一部の連結子会社では、得意先に付与したポイントを履行義務として識別し、独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当該在外連結子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ④ 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
Tillotts Pharma AG、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd及びZPD A/Sののれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、得意先に支払われる販売奨励金等について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。また、将来予想される返品については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に区分して表示しております。同様に、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」及び「売上割戻引当金」は、流動資産の「その他」と流動負債の「その他」に組替えて表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しており、当連結会計年度の期首における利益剰余金が27,289千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

6. 会計上の見積りに関する注記

のれんの減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 科目名 | 金額(千円) |
|-----|-----------|
| のれん | 5,830,459 |

- ② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4(4)⑤に記載のとおり、のれんは規則的に償却していますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減少することになります。

前連結会計年度において、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rdに係るのれんについて同社の業績が事業計画を下回ったことから、ベトナムのGDP成長率や医

薬品市場成長率など多数の見積り要素を含んだ事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較（以下、「減損テスト」という。）した結果、減損損失の認識は不要と判定されました。

当連結会計年度における同社の業績は概ね事業計画どおりであり、また、現時点において事業計画の前提となった経営環境等に著しい悪化は認められないことから、同社に係るのれん（503,025千円）については減損の兆候はないと判断しております。

翌年度以降、減損テストにおいて策定した事業計画が達成されない場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

- 担保に供している資産
現金及び預金(定期預金) 125,000千円
本資産は、医薬品の製造販売に係る契約金及び技術指導料契約債務の担保に供しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 34,747,393千円
- 契約負債
次の契約負債が流動負債の「その他」に含まれております。
契約負債 61,497千円
- 偶発債務 ゼリア共済会（従業員）借入債務保証 80,000千円

（連結損益計算書に関する注記）

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結会計年度末 |
|---------|------------|---|---|---|---|------------|
| 普通株式(株) | 53,119,190 | — | — | — | — | 53,119,190 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2021年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 776,878 | 17.00 | 2021年 3月31日 | 2021年 6月30日 |
| 2021年11月4日 取締役会 | 普通株式 | 766,707 | 17.00 | 2021年 9月30日 | 2021年 12月1日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2022年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 799,377 | 18.00 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月30日 |

3. 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、医薬品の製造販売に係る業務を遂行するために必要な設備投資、研究開発投資のための資金及び短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、その後、運転資金として利用することを基本としております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の短期の債務であります。その一部は外貨建ての債務であり、為替の変動リスクに晒されております。また、決済時の流動性リスクについても留意が必要であります。

借入金は、設備投資、研究開発投資のための資金と短期的な運転資金の調達を目的としたもので、長期借入金は特殊なものを除き、返済(償還)期間を3年~10年に設定の上、調達しております。金利は主に市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに留意が必要であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクのヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、当社グループのヘッジ会計に関する方針については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (4)④重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に対するリスク管理体制

① 信用リスクについて

当社では営業本部内に債権管理担当部門を設け、販売システムより出力される各種帳票に基づき、各得意先からの回収状況を継続的にモニタリングする体制としております。また、各得意先に対する与信限度の設定に係る権限を営業本部ではなく、管理本部の権限とするとともに、回収までの期間が長期化する等の事態が発生した場合には、管理本部に属する各支店管理室長が本部とともにモニタリングに関与する体制としており、相互に牽制し、リスクの軽減を図っております。

また、デリバティブ取引にあたっては、契約先を信用力の高い本邦の大手銀行とし、信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクについて

外貨建て営業債務については、経理部が相場変動を継続的にフォローし、先物為替予約取引の実施により、為替変動リスクの低減を図っております。また、長期借入金の金利変動リスクについても経理部が所管し、金利動向をフォローするとともに、金利上昇リスク軽減のための金利スワップの実行について検討しております。

投資有価証券の価格変動リスクについては、毎年度の役員会に担当取締役より前月末時点の保有状況と時価が報告され、それに基づき、役員会にて今後の対応を検討する体制としております。

③ 流動性リスクについて

当社グループでは取引銀行7行と当座貸越契約並びに貸出コミットメント契約を締結し、総枠で31,450,000千円の極度枠（2022年3月末の未利用額は10,973,240千円）を確保しております。

また、経理部では各部門からの報告に基づき、月次で資金繰計画を作成の上、管理する体制としており、万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額86,988千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払法人税等については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------------------|----------------|--------------|-----------|
| (1) 投資有価証券 その他有価証券 | 6,918,599 | 6,918,599 | — |
| (2) 長期借入金 | (18,385,860) | (18,327,246) | (△58,613) |
| (3) デリバティブ取引 | 11,606 | 11,606 | — |

負債に計上されているものについては（ ）で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------------------------|-----------|--------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 6,918,599 | — | — | 6,918,599 |
| デリバティブ取引 | — | 11,606 | — | 11,606 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 18,327,246 | — | 18,327,246 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用オフィスビル等（土地を含む）を有しております。当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|----------------|----------------|---------------|-------------|
| 当連結会計年度期首 残 | 当連結会計年度 増減額 | 当連結会計年度末 残 | |
| 1,628,980 | △24,877 | 1,604,103 | 2,153,451 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格によっております。
3. 当連結会計年度減少額は、減価償却の実施及び自社グループの使用部分が増加し、賃貸スペースが減少したことによる簿価の減少に伴うものであります。
4. 当連結会計年度末残高には、将来自社グループにて利用予定の不動産（738,547千円）を含めております。
5. 2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する営業損益は49,407千円（賃貸収入は売上高に、賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上しております）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注) 1 | 合計 |
|---------------|--------------|------------------------|------------|--------------|------------|
| | 医療用 医薬品事業 | コンシュー マーヘルス ケア事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| アサコール | 17,476,480 | — | 17,476,480 | — | 17,476,480 |
| ディフィクリア | 5,211,038 | — | 5,211,038 | — | 5,211,038 |
| エントコート | 4,480,006 | — | 4,480,006 | — | 4,480,006 |
| アコファイド | 3,154,149 | — | 3,154,149 | — | 3,154,149 |
| ヘパリーゼ群 | — | 7,770,683 | 7,770,683 | — | 7,770,683 |
| コンドロイチン群 | — | 5,135,343 | 5,135,343 | — | 5,135,343 |
| ウィズワン群 | — | 1,359,670 | 1,359,670 | — | 1,359,670 |
| その他 | 6,684,488 | 8,104,363 | 14,788,852 | 41,427 | 14,830,279 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 37,006,163 | 22,370,061 | 59,376,224 | 41,427 | 59,417,651 |
| その他の収益 (注) 2 | — | — | — | 115,177 | 115,177 |
| 外部顧客への売上高 | 37,006,163 | 22,370,061 | 59,376,224 | 156,604 | 59,532,829 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理業及び不動産業等の事業を含んでおります。

2 その他の収益は、不動産賃貸収入等によるものであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(4)②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

契約負債は、一部の連結子会社が得意先に付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していないポイント残高の対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 2021年4月1日 | 2022年3月31日 |
|---------------|------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 13,635,627 | 16,206,812 |
| 契約負債 | — | 61,497 |

なお、上記のポイントは当連結会計年度の期首より付与しており、期首現在の契約負債の残高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は当連結会計年度末において61,497千円であります。当該履行義務は、コンシューマーヘルスケア事業における得意先に付与したポイントに関するものであり、期末日後1年以内にすべて収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,236円9銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 87円76銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|------------------|--------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 28,941,809 | 流動負債 | 39,703,661 |
| 現金及び預金 | 911,733 | 買掛金 | 1,469,709 |
| 受取手形 | 128,071 | 短期借入金 | 28,429,159 |
| 売掛金 | 7,849,637 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,302,740 |
| 商品及び製品 | 3,666,276 | 未払金 | 938,561 |
| 仕掛品 | 1,605,188 | 未払費用 | 353,141 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,026,205 | 未払法人税等 | 50,104 |
| 前渡金 | 69,120 | 未払消費税等 | 375,984 |
| 前払費用 | 256,629 | 預り金 | 51,514 |
| 関係会社短期貸付金 | 12,289,140 | 賞与引当金 | 833,197 |
| その他 | 142,433 | その他 | 1,899,547 |
| 貸倒引当金 | △2,628 | | |
| 固定資産 | 65,962,028 | 固定負債 | 16,947,983 |
| 有形固定資産 | 14,173,726 | 長期借入金 | 16,734,660 |
| 建物 | 3,947,096 | 退職給付引当金 | 9,380 |
| 構築物 | 205,015 | 資産除去債務 | 55,827 |
| 機械及び装置 | 1,156,575 | その他 | 148,115 |
| 車両運搬具 | 3,208 | 負債合計 | 56,651,645 |
| 工具、器具及び備品 | 213,818 | | |
| 土地 | 8,527,643 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 120,369 | 株主資本 | 38,445,739 |
| 無形固定資産 | 1,540,245 | 資本金 | 6,593,398 |
| 販売権 | 1,140,539 | 資本剰余金 | 12,716,418 |
| ソフトウェア | 377,486 | 資本準備金 | 5,397,490 |
| その他 | 22,219 | その他資本剰余金 | 7,318,927 |
| 投資その他の資産 | 50,248,056 | 利益剰余金 | 36,728,997 |
| 投資有価証券 | 6,977,353 | 利益準備金 | 1,648,349 |
| 関係会社株式 | 24,372,201 | その他利益剰余金 | 35,080,647 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,470,660 | 別途積立金 | 33,959,000 |
| 敷金及び保証金 | 487,301 | 繰越利益剰余金 | 1,121,647 |
| 長期前払費用 | 21,456 | 自己株式 | △17,593,074 |
| 前払年金費用 | 7,251,172 | | |
| 繰延税金資産 | 567,208 | 評価・換算差額等 | △193,546 |
| その他 | 122,950 | その他有価証券評価差額金 | △193,546 |
| 貸倒引当金 | △22,247 | 純資産合計 | 38,252,193 |
| 資産合計 | 94,903,838 | 負債及び純資産合計 | 94,903,838 |

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高 | | 31,956,515 |
| 売 上 原 価 | | 11,950,194 |
| 売 上 総 利 益 | | 20,006,320 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 19,223,860 |
| 営 業 利 益 | | 782,459 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 1,083,884 | |
| そ の 他 | 53,290 | 1,137,174 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 258,219 | |
| そ の 他 | 67,355 | 325,575 |
| 経 常 利 益 | | 1,594,058 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 14,589 | 14,589 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 44 | 44 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,608,604 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 72,401 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 143,608 | 216,009 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,392,594 |

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,593,398 | 5,397,490 | 7,318,927 | 12,716,418 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高 | 6,593,398 | 5,397,490 | 7,318,927 | 12,716,418 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 6,593,398 | 5,397,490 | 7,318,927 | 12,716,418 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|--------------------------|-----------|-----------------|------------|------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金合計 |
| | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,648,349 | 33,959,000 | 1,299,929 | 36,907,278 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △27,289 | △27,289 |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高 | 1,648,349 | 33,959,000 | 1,272,639 | 36,879,988 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,543,585 | △1,543,585 |
| 当 期 純 利 益 | | | 1,392,594 | 1,392,594 |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | △150,991 | △150,991 |
| 当 期 末 残 高 | 1,648,349 | 33,959,000 | 1,121,647 | 36,728,997 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|----------------|-------------------------------|------------------------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △14,997,702 | 41,219,393 | 137,319 | 137,319 | 41,356,712 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | △27,289 | | | △27,289 |
| 遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高 | △14,997,702 | 41,192,103 | 137,319 | 137,319 | 41,329,422 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △1,543,585 | | | △1,543,585 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,392,594 | | | 1,392,594 |
| 自己株式の取得 | △2,595,372 | △2,595,372 | | | △2,595,372 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | △330,866 | △330,866 | △330,866 |
| 当期変動額合計 | △2,595,372 | △2,746,363 | △330,866 | △330,866 | △3,077,229 |
| 当 期 末 残 高 | △17,593,074 | 38,445,739 | △193,546 | △193,546 | 38,252,193 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

原材料・半製品……………月別総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

未着品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………埼玉工場(倉庫を含む)及び筑波工場は定額法、 (リース資産を除く)……………その他は定率法を採用しております。ただし、

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | |
|---|-----|-------|------|
| 建 | 物 | 3～5年 | |
| 機 | 械 及 | び 装 置 | 2～8年 |

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用……………定額法
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金……………当事業年度末における売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して翌事業年度以降支給の賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、医療用医薬品事業及びコンシューマーヘルスケア事業の製品の製造、販売並びに商品の販売を主な事業としております。これらの製商品の販売については製商品が顧客に検収された時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。控除した金額のうち得意先に支払われる割戻しや販売奨励金等のうち支払いが確定しているもの以外については、契約内容や過去の実績値等を考慮し、重要な戻入が生じない可能性が高い範囲で見積り計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。

6. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、得意先に支払われる販売奨励金等について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から減額する方法に変更しております。また、将来予想される返品については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」及び「売上割戻引当金」は、当事業年度より流動資産の「その他」と流動負債の「その他」に組替えて表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しており、当事業年度の期首における繰越利益剰余金が27,289千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 科目名 | 金額（千円） |
|--------|------------|
| 関係会社株式 | 24,372,201 |

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社株式など市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識することになります。

関係会社株式のうち、Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rdに対する投資（1,893,359千円）については、取得価額と超過収益力を反映した実質価額を比較して評価損の認識の要否を検討しております。「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）6. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおり、のれんの減損損失を認識することはありませんでした。その結果、同社の超過収益力は毀損しておらず、超過収益力を反映した実質価額については著しく低下していないと判断し評価損は計上していません。翌年度以降、同社の財政状態の悪化により超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときには評価損の認識が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
現金及び預金（定期預金） 125,000千円
本資産は、医薬品の製造販売に係る契約金及び技術指導料契約債務の担保に供して
おります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,104,344千円
3. 偶発債務
ゼリア共済会（従業員）借入債務保証 80,000千円
㈱ゼービス借入債務保証 1,761,600千円
計 1,841,600千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務
(1) 短期金銭債権 340,622千円
(2) 長期金銭債権 205,070千円
(3) 短期金銭債務 862,999千円
(4) 長期金銭債務 11,971千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- (1) 売上高 764,889千円
(2) 仕入高 6,271,060千円
(3) 営業取引以外の取引高 1,062,520千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式(株) | 7,420,461 | 1,288,861 | — | 8,709,322 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

- 単元未満株式の買取りによる増加 261株
取締役会決議に基づく買受けによる増加 1,288,600株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|----------|-------------|
| 賞与引当金 | 295,972千円 |
| 貸倒引当金 | 7,616千円 |
| 研究開発費 | 935,258千円 |
| 減価償却超過額 | 101,243千円 |
| その他の | 597,279千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,937,370千円 |
| 評価性引当額 | △400,318千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,537,051千円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------|------------|
| 前払年金費用 | △969,843千円 |
| 繰延税金負債合計 | △969,843千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 567,208千円 |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産の他、主として医薬品事業における生産設備、研究設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--|----------------|---------------------|--------------|-----------|----------------------|------------|
| 子会社 | Tillotts Pharma AG (注)1 | 所有 直接100% | 役員の兼任 半製品の仕入等 | 資金の貸付 | △723,300 | 関係会社 短期貸付金 | 12,061,140 |
| | | | | | | 関係会社 長期貸付金 | 10,470,660 |
| | | | | 利息の受取 | 133,958 | 流動資産 その他 (未収金) | 39,243 |
| 子会社 | ㈱ゼービス (注)2 | 所有 直接100% | 役員の兼任 土地・建物の賃貸借等 | 銀行借入に対する債務保証 | 1,761,600 | — | — |
| | | | | 保証料の受入れ | 3,712 | 流動資産 その他 (未収金) | 3,712 |
| 子会社 | Pharma ceutical Joint Stock Company of February 3rd(注)3 | 所有 直接77.89% | 役員の兼任 製商品の仕入・販売等 | 資金の貸付 | 228,000 | 関係会社 短期 貸付金 | 228,000 |
| | | | | 利息の受取 | 578 | 流動資産 その他 (未収金) | 578 |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. Tillotts Pharma AGに対して資金の貸付を行っているもので、金利等の取引条件は市場金利等を勘案の上、決定しております。なお、資金の貸付の取引金額は当期首残高からの純増減額を表示しております。
2. ㈱ゼービスの借入金(当事業年度末残高1,761,600千円)に対して債務保証を行っているもので、年率0.2%の保証料を受入れております。なお、取引条件は市場実勢等を勘案の上、決定しております。
3. Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rdに対して資金の貸付を行っているもので、金利等の取引条件は市場金利等を勘案の上、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 861円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円85銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

ゼリア新薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高崎 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼリア新薬工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

ゼリア新薬工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼリア新薬工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに定期的に業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて海外を含む子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

ゼリア新薬工業株式会社 監査役会

| | | | |
|-------|-----|-------|---|
| 常勤監査役 | 高 見 | 幸 二 郎 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 石 山 | 佳 治 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 中 | 由 規 子 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 紙 透 | 大 | Ⓔ |

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに当社をとりまく経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額799,377,624円
(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金35円であります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> | <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第 18 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、執行役員制度の導入に伴い、取締役の人数を減員し、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|--|------------|
| 1 | いべさちあき 伊部幸顕 (1941年3月17日生) | 1972年3月 当社入社 1972年3月 当社取締役 1978年4月 当社常務取締役 1981年4月 当社代表取締役専務取締役 1982年4月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長兼CEO (現在に至る) | 1,592,967株 |
| 2 | いべみつひろ 伊部充弘 (1971年11月17日生) | 1994年4月 株式会社富士銀行入行 2009年10月 株式会社みずほ銀行法人業務部参事役 2010年4月 当社経理部部長 2010年6月 当社取締役経理部長 2011年4月 当社取締役 医薬営業本部、コンシューマーヘルスケア営業本部担当 2011年6月 当社常務取締役 医薬営業本部、コンシューマーヘルスケア営業本部担当 2014年6月 当社代表取締役社長兼COO (現在に至る) | 72,500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 の 株 式 数 |
|-----------|--|---|------------------------|
| 3 | えん どう ひろ かず 遠 藤 広 和 (1953年5月3日生) | 1977年4月 株式会社東海銀行入行 1998年5月 同行新小岩支店長 2002年1月 株式会社U F J 銀行名古屋法人営 業第4部長 2004年7月 同行審査第5部融資管理室長 2006年1月 当社経理部部长 2006年6月 当社経理部部长 2007年6月 当社取締役経理部長 2008年2月 当社取締役管理本部長兼経理部長 コンプライアンス担当 2009年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理 部長、総務部長 法務部・コンプライアンス担当 2011年6月 当社専務取締役管理本部長兼人事 部長、法務部長 コンプライアンス担当 2014年6月 当社取締役副社長 管理本部長兼 法務部長 コンプライアンス担当 2019年6月 当社取締役副社長 管理本部長 法務部・秘書室・コンプライアン ス担当 2019年11月 当社取締役副社長 経営企画統括部・管理本部・法務 部・秘書室・コンプライアンス担 当 2020年4月 当社取締役副社長 経営企画統括 部長兼経営戦略推進部長 管理本部・法務部・秘書室・ライ センス室・コンプライアンス担当 2020年6月 当社取締役副社長 経営企画統括 部長兼経営戦略推進部長 法務部・秘書室・ライセンス室担 当 2021年6月 当社取締役副社長 経営企画統括 部長 法務部・秘書室・ライセンス室担 当 (現在に至る) | 72,700株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|-----------|--|--|-------------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">こ もり てっ お 小 森 哲 夫 (1948年1月25日生)</p> | <p>1970年4月 株式会社東海銀行入行 1996年6月 同行取締役 1998年6月 同行常務執行役員 2001年4月 同行専務執行役員 2002年5月 株式会社U F J 銀行副頭取執行役員 2002年6月 同行代表取締役副頭取執行役員 2004年6月 株式会社U F J カード常勤顧問 2005年9月 株式会社日医リース専務執行役員 2006年6月 U F J セントラルリース株式会社 取締役専務執行役員 2006年6月 当社補欠監査役 2007年4月 三菱U F J リース株式会社専務取 締役 2007年6月 当社社外監査役 2009年6月 三菱U F J リース株式会社取締役 副社長 2010年6月 株式会社日医リース代表取締役社 長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2015年6月 株式会社ノリタケカンパニーリミ テド社外取締役</p> | 6,700株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当社の株式数 |
|-----------|--|--|-------------------|
| 5 | <p style="text-align: center;">の ちと きくお 野 本 亀久雄 (1936年6月5日生)</p> | <p>1966年5月 九州大学医学部 助手(細菌学) 1973年10月 九州大学医学部 助教授(細菌学) 1977年1月 九州大学医学部癌研究施設 教授 1982年4月 九州大学生体防御医学研究所 教授 1995年10月 日本移植学会 理事長 1997年10月 社団法人日本臓器移植ネットワー ク(現公益社団法人日本臓器移植 ネットワーク) 副理事長 1998年4月 九州大学生体防御医学研究所 所長 1998年4月 財団法人エイズ予防財団(現公益 財団法人エイズ予防財団) 理事 2000年4月 九州大学 名誉教授 (現在に至る) 2001年3月 財団法人ヒューマンサイエンス振 興財団(現公益財団法人ヒューマ ンサイエンス振興財団) 倫理審査 委員長 2004年4月 公益財団法人日本医療機能評価機 構 特命理事(医療事故防止事業担 当) 2011年4月 公益社団法人日本臓器移植ネット ワーク 理事長 2011年4月 公益財団法人エイズ予防財団 評 議員 (現在に至る) 2017年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p> | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|---|------------------------|
| 6 | もり もと せい じ 森 元 誠 二 (1951年4月2日生) | 1975年4月 外務省入省 2002年1月 世界エイズ・結核・マラリア対策 基金理事会初代副議長 2003年6月 在ウィーン国際機関日本国政府代 表部次席大使 2005年4月 世界エイズ・結核・マラリア対策 基金理事会名誉副議長 (現在に至る) 2005年10月 在ドイツ連邦共和国日本国大使館 次席公使 2008年6月 在オマーン日本国特命全権大使 2011年9月 独立行政法人農畜産業振興機構理 事(酪農・乳製品担当) 2013年4月 東京大学大学院総合文化研究科客 員教授 (現在に至る) 2013年11月 在スウェーデン日本国特命全権大使 2015年11月 外務省退官 2015年12月 富士通株式会社シニアアドバイザー 2018年11月 名古屋大学卓越大学院天野浩教授 プログラム諮問委員 (現在に至る) 2018年12月 株式会社富士通マーケティング・ シニアアドバイザー 2020年6月 当社社外取締役 (現在に至る) | 400株 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小森哲夫氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識ならびに財務・会計への知見をもとに、当社経営に助言をいただくことが有益と判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 野本亀久雄氏を社外取締役候補者とした理由は、医療ならびに医学界における豊富な経験と高い見識、さらには高度な専門知識をもとに、研究開発をはじめとして当社経営に助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 森元誠二氏を社外取締役候補者とした理由は、外交官としての豊富な経験と高い見識をもとに、グローバル展開をはじめとして当社経営に助言をいただくことが有益と判断したためであります。また、同氏の経歴ならびに高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏と当社は責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任については、法令で定める金額を限度額としております。
7. 当社は、小森哲夫、野本亀久雄、森元誠二の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、3氏が再任された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18ページに記載のとおりです。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
9. 会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記1～8の他には特記すべき事項はありません。

【ご参考】 取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役候補者一覧

| 候補者番号 | 氏名 | 企業経営 | グローバル | 営業 マーケティング | 研究開発 | 財務 会計 | 法務 | 学識経験者 |
|-------|------------------|------|-------|---------------|------|----------|----|-------|
| 1 | 伊部幸顕 | ● | ● | ● | | | | |
| 2 | 伊部充弘 | ● | | ● | | ● | | |
| 3 | 遠藤広和 | ● | | | | ● | ● | |
| 4 | 小森哲夫 (社外取締役) | ● | | | | ● | ● | |
| 5 | 野本亀久雄 (社外取締役) | | | | ● | | | ● |
| 6 | 森元誠二 (社外取締役) | | ● | | | | | ● |

(注) 取締役候補者の主要なスキルを3スキルまで記載しております。

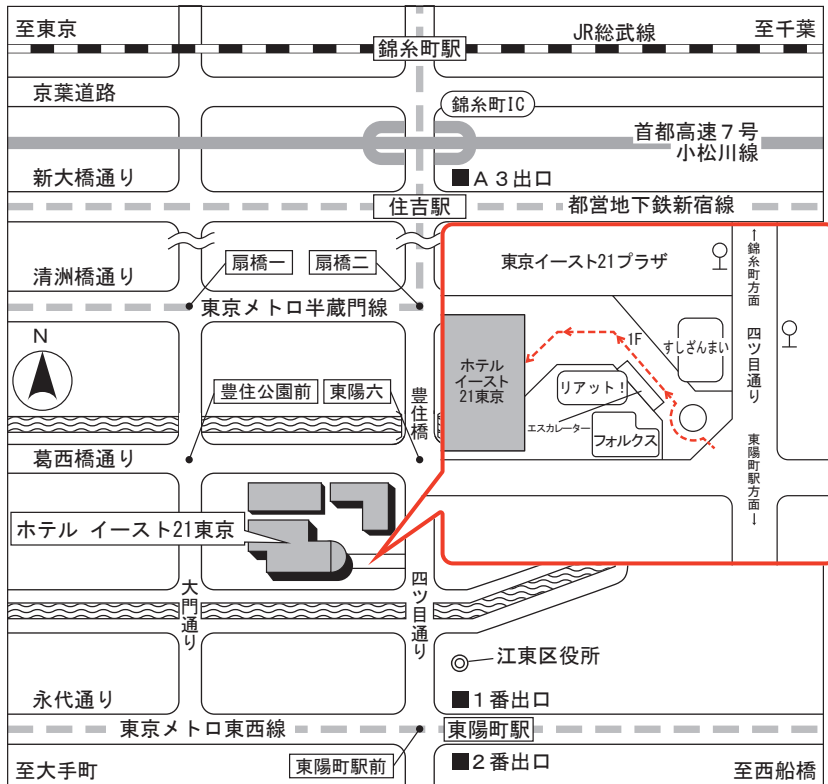
取締役候補者のスキルをすべて記載しているものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 ホテル イースト21東京 1階 イースト21ホール
 電 話 03-5683-5683 (代表)

開催場所が前回と異なっておりますので、
 お間違えのないようご注意ください。
 駐車場のご用意はございません。



【交通のご案内】

- 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅（A3出口）より
 都営バス＜東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行＞で約10分
 豊住橋（東京イースト21）下車
- JR総武線 錦糸町駅（南口）より
 都営バス＜東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行＞で約15分
 豊住橋（東京イースト21）下車